

西興部村森林整備計画 変更計画書（案）

計画期間（ 自 平成26年 4月 1日
至 平成36年 3月31日 ）

【平成30年3月変更】

北海道
西興部村

【変更理由】 地域森林整備計画に適合させる為の変更

【変更内容】 ・第2 造林に関する事項 1 人工造林に関する事項の文言追加
・Vその他森林の整備のために必要な事項 1 森林経営計画の作成に関する事項に文言追加

<計画書 6ページ>

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(2) 人工造林の標準的な方法

f コンテナ苗の植栽時期については、第2の(2)の(ア)のCの時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

<計画書 22ページ>

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(5) 森林法施行規則第33条第1号の口の規定に基づく区域設定なし

【変更計画適用年月日】 平成30年4月1日